

合掌塔 利用規則

1. 総持院合祠墓（以下「合掌塔」という）に納骨をしようとするものは当規則に同意の上、納骨願書と住民票（個人番号の記載の無いもの）を火葬許可証または改葬許可証を添えて提出しなければなりません。
2. 當山の許可を得たうえで、當山住職（閑栖・副住職、若しくは當山住職から委託を受けた他寺住職を含みます）による合掌塔への納骨法要を勤めなければなりません。
3. 納骨法要費とは別に、別途定める納骨料金を所定の期日までに納めなければなりません。
4. 納骨出来るのは、火葬許可証・改葬許可証のある焼骨に限ります。ペット等の焼骨は納骨出来ません。
5. 一旦「合掌塔」へ納められた焼骨は如何なる理由があろうと二度と返還することは出来ません。
6. 納められた焼骨は永代に亘り當山にて供養されます。
7. 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合には本規則も改正されることがあります。
8. 前項に記載のない事項についてはそのつど當山が決定するものとします。
9. 本規則は昭和 60 年 9 月 26 日より施行します。

管理者 宗教法人 総持院
〒 456-0025
名古屋市熱田区玉の井町 7-20
TEL 052-682-3568
URL : <http://soujiin.jp>
Mail: info@soujiin.jp

同意書

「合掌塔 利用規則」に同意します。

年 月 日

申 込 者

氏 名

印

住 所